

茨城大学農学部附属フィールドサイエンス 教育研究センター利用規則

平成 21年 5月 25日

FSセンター運営委員会

(目的)

第1条 この規則は、茨城大学農学部附属フィールドサイエンス教育研究センター規則（平成18年 9月27日制定。以下「F Sセンター規則」という。）第12条の規定に基づき、茨城大学農学部附属フィールドサイエンス教育研究センター（以下「F Sセンター」という。）の利用について、必要な事項を定める。

(利用の条件)

第2条 F Sセンターは、F Sセンターが管理する圃場、施設、器具又は生体を教育、研究又は社会貢献活動に供する場合に利用できるものとする。

(利用者の資格)

第3条 F Sセンターを利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 茨城大学農学部に所属する教職員
- (2) 本学農学部教員を指導教員とする学生、大学院生及び研究生
- (3) その他 F Sセンター長が適当と認めた者

(利用の申請)

- 第4条** F Sセンターを利用しようとする者は、教育・研究課題ごとにF Sセンター利用申請書（別紙第 1号様式）に必要事項を記入のうえ、F Sセンター長に提出し許可を得なければならない。
- 2 前項の申請は、当該教育、研究又は社会貢献活動に責任を持つ者を利用責任者として届けなければならない。
 - 3 申請は、原則として利用希望期間の前年度内に行うこととする。

(利用の承認)

第5条 F Sセンター長は、提出された申請を茨城大学農学部附属フィールドサイエンス教育研究センター事業総括会議（以下「事業総括会議」という。）に諮り、前条の申請が適当であると認められたときは、当該年度のF Sセンター利用者として登録し、申請書に基づいた使用実験区域を割り当て、利用責任者にその旨を通知するものとする。

2 前項の登録により F S センターを利用できる期間は、申請年度の末日までとする。

(F S センターの利用を予定する外部資金等の申請)

第 6 条 F S センターの利用を予定する外部資金等の申請を行う場合は、申請前に F S センター利用申請書を提出し、第 5 条に準じた承認を得なければならない。

(変更の届出)

第 7 条 前条の承認を得た利用責任者が、申請書の記載事項を変更しようとする場合は、F S センター長に届け出なければならない。

(規則等の遵守)

第 8 条 利用者は、この規則に定めるもののほか、F S センター規則及び別に定める茨城大学農学部附属フィールドサイエンス教育研究センター利用要項（以下「利用要項」という。）並びに遺伝子組換え実験、動物実験及び生命倫理にかかる関係諸規則を遵守しなければならない。

(終了又は中止の措置)

第 9 条 利用者は、教育研究を終了又は中止したときは、速やかに実験区域内を原状に復するとともに、作物体、資材、機具類を撤去、処分しなければならない。

2 利用責任者は、年度途中において F S センターの利用を中止する場合には、速やかに F S センター長に報告しなければならない。

(成果の公表)

第 1 0 条 利用者は、F S センターを利用して行った研究等の成果を公表した場合は、当該成果のリストを提出するものとする。

2 前項の成果とは、著書、原著論文（修士及び博士論文を含む。）、その他の論文、商業文書若しくは学会等の講演要旨、又はこれに準ずるものをいう。

(利用承認の取消等)

第 1 1 条 F S センター長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に係る利用の承認を取消又は利用を一定期間停止することができる。

- (1) 第 8 条の規定に違反したとき。
- (2) 利用が申請書記載の利用計画と相違したとき。
- (3) 利用条件を守らないとき。
- (4) F S センターの運営に支障を与えるおそれがあるとき又は生じさせたとき。

(経費の負担)

第 1 2 条 利用責任者は、光熱費及び設備機器等の利用に伴う経費を負担しなければならない。

(利用者の協力義務)

第 1 3 条 利用者は、F Sセンター長の指示によりF Sセンターの設備機器等の維持管理、講習会等の教育訓練、その他F Sセンターの運営について、協力しなければならない。

(その他)

第 1 4 条 この規則に定めるもののほか、F Sセンターの利用に関し必要な事項は、F Sセンター運営委員会が別に定める「F Sセンター利用申し合わせ事項」によるものとする。また、不測の事態その他については、事業総括会議に諮り同運営委員会で検討しなければならない。

附 則

- 1 この規則は、平成21年 5月25日から施行する。
- 2 本規則実施前から継続してF Sセンターを利用している場合、F Sセンター事業総括会議において個別の事情を考慮の上、本規則への速やかに移行を図ることとする。

別紙第1号様式（第4条関係）

センター長	副センター長	事務長	専門員	業務係長	担当者

F S セ ン タ ー 利 用 申 請 書

平成 年 月 日

農学部附属フィールドサイエンス
教育研究センター長 殿

申請者（利用責任者）

氏 名

㊟

茨城大学農学部附属F S センター利用規則第4条に基づき、以下のとおり利用登録を申請します。

1．課題名

2．利用を希望する圃場、施設、器具又は生体

3．利用期間

平成 年 月 日～平成 年 月 日

4．使用を予定する農薬及び農薬飛散防止策

5．その他特記事項